

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項（使用許可の申請）の規定「ただし、市長が特別な事由があると認めるとき」の取扱いは、次のとおりです。

施設区分	使用事業	申請期間
体育館、野球場、グラウンド、サッカー場、フットサルコート、陸上競技場、ゲートボール場、弓道場	1 国、三重県、三重県教育委員会、本市（規約上、本市が事務局の実行委員会を含む。）、津市教育委員会の主催又は共催事業	使用しようとする日の属する月の12月前の初日から当日まで
	2 本市の区域内に所在する保育所、特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は義務教育学校が行う事業（中学校又は義務教育学校のクラブ活動を除く。）	
	3 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行うスポーツ振興団体（以下「スポーツ振興団体」という。）の主催又は共催事業 ※スポーツ振興団体 津市スポーツ推進委員会、特定非営利法人津市スポーツ協会、津市スポーツ少年団本部、津市スポーツ・レクリエーション協会、津市中学校体育連盟、津市海洋少年団、市内の地区体育振興会、市内の総合型スポーツクラブ	
	4 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う公共的団体（以下「公共的団体」という。）の主催又は共催事業 ※公共的団体 津市自治会連合会、津市社会福祉協議会、津市社会福祉事業団、津市老人クラブ連合会、津市PTA連合会、津市子ども会育成者連合会	
	5 スポーツ競技団体等が行う県大会規模以上の主催事業 ※スポーツ競技団体等 日本スポーツ協会に加盟する一般及び公益財団のスポーツ競技団体、中学校体育連盟（津市中学校体育連盟を除く）、高等学校体育連盟、三重県高等学校野球連盟（ただし、津球場公園内野球場、安濃中央総合公園内野球場及び津市民テニスコートにおいては、上記団体に限るものではありません。） ※県大会規模以上の主催事業 予選大会を経て開催する県規模以上の大会及びブロック大会規模以上の大会の予選となる県規模以上の大会	
	6 施設全体を使用する大規模な催し等営利又は宣伝を直接の目的とする団体の事業	
	7 スポーツ振興団体加盟団体の主催事業 ※スポーツ振興団体加盟団体 特定非営利活動法人津市スポーツ協会加盟団体、津市スポー	

	ツ少年団登録単位団、津市スポーツ・レクリエーション協会加盟団体、津市中学校体育連盟種目別専門部	
	8 公共的団体加盟団体の主催事業 ※公共的団体加盟団体 津市自治会連合会各支部、地区自治会連合会、町（単位）自治会、津市社会福祉協議会各支部、地区社会福祉協議会、津市老人クラブ連合会加盟団体、単位 PTA、地域育成者連絡協議会 なお、津市老人クラブ連合会加盟団体とは、津市津老人クラブ連合会、津市久居老人クラブ連合会、河芸町老人クラブ連合会、芸濃町老人クラブ連合会、美里町老人クラブ連合会、安濃町老人クラブ連合会、津市香良洲町老人クラブ連合会、津市一志町老人クラブ連合会、津市白山町老人クラブ連合会及び美杉老人クラブ連合会をいう。	

施設区分	使用事業	申請期間
テニスコート	1 国、三重県、三重県教育委員会、本市（規約上、本市が事務局の実行委員会を含む。）、津市教育委員会の主催又は共催事業	使用しようとする日の属する年度の前年度の初日から当日まで
	2 本市の区域内に所在する保育所、特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は義務教育学校が行う事業（中学校又は義務教育学校のクラブ活動を除く。）	
	3 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行うスポーツ振興団体（以下「スポーツ振興団体」という。）の主催又は共催事業 ※スポーツ振興団体 津市スポーツ推進委員会、特定非営利法人津市スポーツ協会、津市スポーツ少年団本部、津市スポーツ・レクリエーション協会、津市中学校体育連盟、津市海洋少年団、市内の地区体育振興会、市内の総合型スポーツクラブ	
	4 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う公共的団体（以下「公共的団体」という。）の主催又は共催事業 ※公共的団体 津市自治会連合会、津市社会福祉協議会、津市社会福祉事業団、津市老人クラブ連合会、津市 PTA 連合会、津市子ども会育成者連合会	

	5 スポーツ競技団体等が行う県大会規模以上の主催事業 ※スポーツ競技団体等 日本スポーツ協会に加盟する一般及び公益財団のスポーツ競技団体、中学校体育連盟（津市中学校体育連盟を除く）、高等学校体育連盟、三重県高等学校野球連盟（ただし、津球場公園内野球場、安濃中央総合公園内野球場及び津市民テニスコートにおいては、上記団体に限るものではありません。） ※県大会規模以上の主催事業 予選大会を経て開催する県規模以上の大会及びブロック大会規模以上の大会の予選となる県規模以上の大会	
	6 施設全体を使用する大規模な催し等営利又は宣伝を直接の目的とする団体の事業	
	7 スポーツ振興団体加盟団体の主催事業 ※スポーツ振興団体加盟団体 特定非営利活動法人津市スポーツ協会加盟団体、津市スポーツ少年団登録単位団、津市スポーツ・レクリエーション協会加盟団体、津市中学校体育連盟種目別専門部	
	8 公共的団体加盟団体の主催事業 ※公共的団体加盟団体 津市自治会連合会各支部、地区自治会連合会、町（単位）自治会、津市社会福祉協議会各支部、地区社会福祉協議会、津市老人クラブ連合会加盟団体、単位 PTA、地域育成者連絡協議会 なお、津市老人クラブ連合会加盟団体とは、津市津老人クラブ連合会、津市久居老人クラブ連合会、河芸町老人クラブ連合会、芸濃町老人クラブ連合会、美里町老人クラブ連合会、安濃町老人クラブ連合会、津市香良洲町老人クラブ連合会、津市一志町老人クラブ連合会、津市白山町老人クラブ連合会及び美杉老人クラブ連合会をいう。	